

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度コミュニティビジネス／ソーシャルビジネス職員研修業務

2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

3 随意契約理由

本件契約は、市民協働に関連する区役所職員を中心とする職員が、職員として必要なCB／SBへの理解を深め、CB／SBの普及促進に向けた支援ができる人材を育成することを目的とした職員研修事業について、効果的な研修内容・手法により、職員が地域と関わる上で必要とされる知識やスキル等を身に付け、活力ある地域社会づくりを促進するという成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

なお、契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域支援グループ（電話番号：06-6208-7344）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度男女共同参画普及啓発事業

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市男女共同参画のまち創生協会

3 随意契約理由

本契約は、生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的とする事業について、事業者に対し、男女共同参画の理解促進及び普及拡大という成果を上げるために最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成するうえでより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものであるため。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）